消防団員の皆様へ

18歳から普通免許なしでも取得OKな

進中型免許

は、ご存じですか?

道路交通法の改正により、平成29年3月12日から準中型免許が創設さ れ、18歳から車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動 車を運転することができるようになりました!

消防団員が準中型免許を取得する費用等について市町村から助成 を受けることができる場合があります!

↑ 車両総重量3.5トン以上7.5トン未満(最大積載量2 トン以上4.5トン未満)の消防ポンプ自動車等は、普通免許 では運転できません。準中型免許を取得する必要があります!

消防団員が準中型免許を取得する際に要する経費を助成 する「公費助成制度」を設けている市町村が増えてきています。 準中型免許の取得の際には、是非ご活用ください!





制度の詳しい内容はこちらっか

※ 普通免許をお持ちでない場合、準中型免許の取得に要する費用の内、 普通免許の取得に要する費用は補助対象外となる場合があります。 助成制度を設けている市町村一覧等、詳細についてはQRコードからご確認いただけます。 条件等の詳細については、消防団を管轄する市町村にお問い合わせください。

準中型免許を取得するためのプロセス

1. 準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得可能です! (準中型免許と異なり、中型免許・大型免許は普通免許の保有経歴や年齢の制限 があります。)

<普通免許をお持ちでない場合> 最短17日の教習で取得可能です! (技能41時限、学科27時限)

<普通免許をお持ちの場合> 最短5日の教習で取得可能です! (技能13時限、学科1時限)

<AT限定普通免許をお持ちの場合> 最短7日の教習で取得可能です! (技能17時限、学科1時限)

AT(オートマ)準中型免許の導入(令和8年4月から)

これまで準中型自動車(車面総重量3.5トン以上7.5トン未満)を運転する際には、 MT(マニュアル)車で免許を取得する必要がありましたが、AT車の普及等に伴い、 令和8年4月から準中型自動車にAT免許が導入されます!これにより、18歳から普 通免許なしかつMT車の教習なしでAT準中型免許の取得が可能となります。

※AT限定普通免許をお持ちの場合、現行制度の最短7日から、最短5日の教習で取得可能となる予定です。

警察庁•総務省消防庁